

平成 29 年第 2 回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成 29 年 6 月 16 日(金曜日)午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第 1 号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願(継続審査・委員長報告)
- 日程第 7 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 請願第 3 号 「国における平成 30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 9 議案第 1 号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 財産の無償貸付につき議決を求ることについて
- 日程第 11 議案第 3 号 土地の処分について
- 日程第 12 議案第 4 号 平成 29 年度長南町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 13 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて
- 日程第 14 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬	康陽	君	2番	御園	生明	君
3番	松野	唱平	君	4番	河野	康二郎	君
5番	森川	剛典	君	6番	大倉	正幸	君
7番	板倉	正勝	君	8番	左	一郎	君
9番	加藤	喜男	君	10番	仁茂田	健一	君
11番	丸島	なか	君	12番	和田	和夫	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	総務課長	常泉	秀雄	君
企画政策課長	田中	英司	君	財政課長	土橋	博美	君
税務住民課長	仁茂田	宏子	君	保健福祉課長	荒井	清志	君
産業振興課長	岩崎	彰	君	農地保全課長	松坂	和俊	君
建設環境課長	唐鎌	伸康	君	ガス課長	大杉		孝君
学校教育課長	浅生	博之	君	学校教育課主幹	佐藤		功君
生涯学習課長	岩崎	利之	君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝一	書	記	山本	和人
書	記	片岡	勤			

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから、平成29年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時08分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 松野唱平君

4番 河野康二郎君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生明君。

〔議会運営委員長 御園生明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生明君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月9日に委員会を開催し、平成29年第2回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本日付で、教育民生常任委員長から、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願の審査報告書が提出され、委員長から報告が行われます。

また、本定例会に付議される事件は、条例の改正1件、補正予算1件、財産の無償貸付1件、土地の処分1件、同意1件の計5議案が提出されているほか、請願2件が議題とされ、一般質問を4人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日16日から19日の4日間とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成29年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君）　日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日16日から19日までの4日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日16日から19日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案4件、同意1件、教育民生常任委員長、丸島なか君から請願審査報告書の送付があり、これを受理しました。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました、平成29年4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成28年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　サニータウン米満の販売状況についてご報告させていただきます。

地域の活性化と若者定住促進の一環として整備しました住宅用地サニータウン米満につきましては、平成27年11月から13区画を販売しております。

現在の販売状況でございますが、8区画が販売完了となり、うち4区画に建物が4棟完成している状況でございます。また、残り5区画につきましても、3区画については商談中であり、早期完売を目指して今後とも積極的にPR等に努めてまいりたいと考えております。

なお、完成した4区画のうち、町外からの移住が2区画2世帯8人となっており、これは若者定住促進事業との相乗効果によるものと思っております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） これで、行政報告は終わりました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

教育民生常任委員長、丸島なか君。

〔教育民生常任委員長 丸島なか君登壇〕

○教育民生常任委員長（丸島なか君） ご指名をいただきましたので、教育民生常任委員会に付託されました請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願について、審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

本委員会は、3月1日開会の第1回定例議会において、障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願の付託を受け、付議案件の審査は詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に対し継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の委員会を去る6月1日に開催し、本請願の趣旨、内容の妥当性、必要性などについて協議、意見交換をいたしました。

その後、本請願に対する採決を行い、その結果、賛成1、反対2の賛成少数で不採択とすることに決定いたしました。

以上、審査の経過と結果について申し上げ、教育民生常任委員会の報告といたします。

平成29年6月16日、教育民生常任委員長、丸島なか。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） これで、委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

委員長に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られますので、ご了承願います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とするものです。

したがって、原案について採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立少數です。

請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願は、不採択することに決定しました。

◎請願第2号、請願第3号の上程、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第8、請願第3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第2号及び請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定いたしました。

これから、請願第3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第3号については、採択することに決定しました。

◎議案第1号～同意第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第9、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から同意第1号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 財産の無償貸付につき議決を求めるについてでございますが、本案は、旧東小学校の跡地に誘致を予定しております株式会社クラフティに対し、地元雇用の創出や町民の利活用等の面から、同社の進出が地域の活性化及び地域貢献に期待できると判断し、その円滑な運営に資するため、本年7月1日から約5年間、財産の無償貸付をすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号 土地の処分についてでございますが、本案は、坂本地先の（仮称）RSM（ルドルフ・シュタイナー・モルゲンランド）「あしたの国」建設及び太陽光発電事業に伴い、事業者からの申請に基づき、開発区域内の公衆用道路等の土地の処分をすることについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では児童の通学路としての歩道整備工事費などの追加を、教育費では、海洋センター駐車場出入り口整備工事費などの追加をお願いするもので、歳入歳出それぞれに975万6,000円を追加し、予算の総額を43億8,375万6,000円にするものでございます。

最後に、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、本案は、現委員の西野秀樹氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第1号から同意第1号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ各担

当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年6月16日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをあわせてご覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、平成29年度の税制改正におきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日から施行されたことに伴いまして、長南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するために、世帯の所得が一定額以下の場合には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の応益割額に対しまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を講じているところでございます。今回は5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準につきまして、被保険者数に乗すべき金額をそれぞれ改正させていただく軽減範囲の拡大でございます。

議案書2ページをお開きいただきたいと存じます。

第21条の第2号では、5割軽減に対しまして26万5,000円を27万円に改正をさせていただきます。

第3号では、2割軽減に対しまして48万円を49万円に改正させていただくものでございます。

施行の日は公布の日からとし、適用は平成29年4月1日からでございます。

なお、平成28年度以前分につきましては、従前のとおりとさせていただくものでございます。

なお、この改正による軽減世帯は、4月末現在の国保世帯1,470世帯のうち853世帯が対象となりまして、国保世帯の58.0%でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第2号 財産の無償貸付につき議決を求めるについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書3ページをお開きください。

議案第2号 財産の無償貸付につき議決を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、旧東小学校の利活用に関する経緯などについて若干触れさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、また参考資料の4ページもあわせてご覧いただきたいと存じます。

今年に入りまして、先般2月3日開催の第4回長南町立小学校跡地活用検討委員会におきまして、旧東小学校の跡地利活用を希望する株式会社クラフティから活用提案の申し出がございました。

提案内容につきましては、事務機器や撮影機材のレンタル事業を中心にレンタル用事務機器の清掃・整備を行うリファイニング事業や、学校施設をそのまま生かして、映画やテレビドラマ等を撮影するレンタルスタジオやロケ地として活用したいとのことでした。

検討委員会での検討につきまして協議・検討していただいたところ、旧東小学校の活用提案について賛成という結果で、2月7日付で町長宛ての検討結果を受理いたしました。

町としましては、地域活性化や雇用創出が期待でき、地域住民の皆さんも安心して受け入れてくださる優良企業と判断いたしまして、3月3日に議会全員協議会での事前説明、4月23日の日曜日の昼間及び28日の平日夜間の両日にわたる住民説明会、5月9日開催のまちづくり委員会での答申などを経て、了承をいただいてございます。そこで今回、財産の無償貸付につき議会の議決を求めるについて、お願いをするものでございます。

次に、参考資料の6ページの議決事件をうたっている地方自治法を抜粋したアンダーライン箇所の第96条第1項第6号をごらんいただきたいと存じます。

議決事件として、第96条「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」、第6項といたしまして「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」、この条文を根拠条文といたしまして、議会に提出するものでございます。

また、無償貸付とする理由につきましては、大きく5点ほど掲げられます。1点目として、地域の雇用創出、地域貢献に寄与する面が非常に高く、地域活性化に資する点です。2点目として、貸付条件において、災害時の避難場所、選挙投票所、地域住民の行うイベント事業などに対し無償で貸し付けてくれる点、3点目として、小学校跡地の恒常的な維持管理経費の節減につながり、町の財政負担が大きく縮減・圧縮することとなる点、4点目として、町側として企業を受け入れる、呼び込む最大条件として、受け入れ環境整備を最大に発揮する内容として企業側が進出してくれる大きな要因となり、また、今後、町に進出してからの企業発展に期待する度合いが高まる点、5点目として、全国的に廃校する学校がふえ続けていく中、町のセールスポイントの一部として進出企業を引きつけるメリットとなる点、いわば、ほかの地方自治体へ逃げられることを大きく阻止することができ、他市町村との差別化が明確に図れることとなる点、企業誘致のための強力な大きな魅力のあるポイントとなるなど、これら大きく5つとする理由から無償による貸し付けをお願いするものであります。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

1、無償貸し付けする財産の種類として、土地、建物及び建物附属物並びに構築物とするものでございます。

2、無償貸し付けする財産の所在等でございますが、土地につきましては、表にお示ししてございますとおり5筆となってございます。この5筆の合計面積は1万8,364平米であり、その中で、1239番地上にある消防機庫及び光の家に係る敷地等は除くものでございます。除外される場所の位置関係につきましては、参考資料7ページの平面図面をごらんいただきたいと思います。ちなみに、除外する面積は約955平米程度となります。

続いて、建物につきましては、普通教室である西側校舎、鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積1,394平米、特別教室の北側校舎、鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積1,384平米、それと屋内運動場、鉄骨づくり、延べ床面積530平米でございます。

建物の附属物として、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他設備でございます。

構築物については、屋外プールとするものでございます。

3、無償貸し付けする相手方につきましては、所在地、東京都新宿区高田馬場3-18-13、名称につきましては株式会社クラフティ、代表者は代表取締役、風間哲也氏でございます。

4点目の無償貸付の期間につきましては、平成29年7月1日から平成34年3月31日までということで、4年9ヶ月、約5年程度ということで期間のほうはお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号及び議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第3号 土地の処分についての内容の説明を申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号 土地の処分について。

（仮称）RSM（ルドルフ・シュタイナー・モルゲンラント）「あしたの国」建設・太陽光発電事業に伴い、次のとおり土地の処分をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出、長南町長、平野貞夫。

お手元の参考資料の8ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

財産の取得または処分は、予定価格700万円以上で、土地については5,000平米以上のものにあっては、議会の議決を求めるところと規定されています。

今回の案件は、開発区域内の公衆用道路等払い下げ申請のありました2社への売り扱いでございますが、1つの開発事業区域ということで、一体性を考慮し、2社あわせて議会の議決をお願いするものでございます。

また、6月6日付で仮契約を締結いたしましたので、議決をいただいた後、本契約をさせていただくものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

まずは、3の売り払いの相手方でございますが、①といたしまして、教育研修センター建設事業用地の所有者でございます株式会社ルドルフ・シュタイナー・モルゲンラント代表取締役、野澤汎雄。②といたしまして、太陽光発電事業用地の所有者でございますWood River合同会社、代表社員、木川陽介でございます。

次に、1の土地の所在、地目、面積でございますが、①のルドルフ・シュタイナー・モルゲンラントでは、所在は坂本字五場979番2の一部外27筆で、地目は公衆用道路、赤道、用悪水路であり、面積は4,322.84平米となっております。土地の一覧につきましては、参考資料の9ページに記載してございます。

②のWood River合同会社につきましては、坂本字川島592番2の一部外138筆で、地目は同じく公衆用道路、赤道、用悪水路、面積につきましては1万4,971.13平米でございまして、土地の一覧につきましては、参考資料の10ページから13ページに記載してございます。

合計面積といたしましては1万9,293.97平米でございます。

次に、2の売り払い価格でございますが、①のルドルフ・シュタイナー・モルゲンラントは220万4,648円で、②のWood Riverは763万5,276円で、合計といたしましては983万9,924円でございます。単価につきましては、不動産鑑定により1平米当たり510円となっております。

今回の鑑定箇所につきましては、参考資料の15ページの位置図の中ほどに赤く示させていただいております箇所でございまして、地目としては田、面積は906平米であり、本開発区域内では良好な場所であると考えられます。

4の売り払いの目的でございますが、(仮称)ルドルフ・シュタイナー・モルゲンラント「あしたの国」建設及び太陽光発電事業用地として売却するものでございます。

なお、この後の議案第4号の補正予算では、歳入について追加補正をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、控室に参考資料15ページの拡大図、詳細図を提示させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算(第1号)についての内容の説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算について。

平成29年度長南町一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成29年6月16日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度長南町一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成29年度長南町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,375万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

16款財産収入でございますが、先ほど議案第3号でご説明させていただきましたが、公衆用道路等の土地の売払収入983万9,000円を追加するものでございます。

19款繰越金は、一般財源となります、前年度繰越金23万円の追加をするものでございます。

20款諸収入は、学習指導支援指導員からの支払いの社会保険料の減額をするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、2款の総務費でございますが、1項総務管理費、5目財産管理費では、旧小学校の維持管理経費として、12節役務費では旧長南小学校の浄化槽検査手数料、13節委託料ですが、旧長南小、旧豊栄小の浄化槽の維持管理業務及び旧の4小学校の警備業務委託料として72万4,000円を追加するものでございます。

15節工事請負費でございますが、東小のスクールバス停留所へ行くための生徒の安全確保を図るため、旧東小学校用地を利用し、歩道整備工事費として400万円を追加するものでございます。

9款の教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費では、学習支援指導員の勤務条件の変更に伴いまして、1節報酬、4節共済費、9節旅費を減額して、7節賃金を追加するものでございます。

3項の中学校費、1目学校管理費、13節委託料では、小学校校舎から中学校校舎へ出入りするための警備業務委託料の追加をするものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、15節工事請負費では海洋センター駐車場出入り口の整備工事費を、2目給食施設費では、14節使用料になりますが、老朽化による食器・トレー洗浄機入れかえに伴う使用料を追加するものでございます。

なお、人件費の補正につきましては9ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第3号 土地の処分について及び議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号及び議案第4号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から同意第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第9、議案第1号から日程第13、同意第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第1号から日程第13、同意第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時10分を予定しております。

(午前 9時57分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時12分)

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は4人です。質問順位は通告順に1番から4番までといたします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。制限時間は原則1人1時間以内といたします。

通告順に発言を許します。

◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 初めに、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） おはようございます。日本共産党的和田和夫です。議長の許可を得まして、一般質問を行わせていただきます。

15日の参院本会議で、共謀罪法案が強行採決されました。法案は、思想・良心の自由を保障した憲法19条に反する深刻な違憲立法です。数の暴力で強行されたからといって、そのままにしておくことはできません。日本の政治に立憲主義・民主主義・平和主義を取り戻すことが必要です。

質問に入らせていただきます。

最初に、就学援助費のことについてでございます。

1つ目は、前回の質問後の検討状況について伺います。

昨年6月の質問で、就学援助費のことを質問させていただきました。そのときの回答は、支給時期については必要に応じて検討する、また、単価の引き上げについては現状のままいきたいと断られております。その後検討されたのかどうかお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） それでは、お答えいたします。

昨年6月の議会におきまして、就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、入学準備金を入学前の2月から3月に支給できないかとの質問に対しまして、早期支給の開始には、支給に伴い予想される課題等を

検討する必要があり、子供の実態や社会状況等もあわせて情報収集する中で、今後検討していくべき課題であると答弁させていただいたところです。

本町では、近隣市町村の動向を注視する中で検討してまいりましたが、その近隣市町村において、既に早期支給している市町村も見受けられます。本町においても、市町村間で子供への対応に格差が生じないよう、入学前の3月に支給できるよう事務を進めてまいりたいと考えています。

また、単価の引き上げにつきましては、各市町村によってばらつきがあるようでございますけれども、本町では、国の基準に準じた単価で支給していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 検討されてきたということはわかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。入学準備金、新入学児童・生徒学用品費についてでございます。

白子町、一宮町、長生村は、入学準備金の支給を3月に変えております。また、睦沢町は、平成29年度の支給分から小学生4万600円、中学生4万7,400円に引き上げております。長生村は、小学生3万1,230円、中学生3万6,460円に引き上げました。長生郡内の町村は、支給時期を3月に変更し金額も引き上げています。同じように支給を3月にするという、それも検討して、先ほど引き上げていくということでしたので、それはそれでいいというふうにしておきます。

3つ目の3月31日の文科省の通達についてお伺いします。

文部科学省は、3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小学生の入学準備金を増額し、支給も小学校の入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。日本共産党の国会議員団が、必要な時期に必要な額をと文科省に改善を求めてきたのを受けた内容です。

通知によりますと、入学準備金の単価は、小学生1人4万600円、中学生は4万7,400円となって、前年比で倍増です。援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう、交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって、中学校への入学前のみならず小学校への入学前も受給しました。この通達をどのように受けとめ改善しますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） お答えいたします。

文部科学省では、新入学児童生徒学用品費等をはじめ単価の見直しを行い、小学校についても入学開始前に支給できるよう補助金交付要綱を改正いたしました。あわせて、各市町村において援助が必要な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されたい旨の通知があつたところです。

町といたしましては、先ほど答弁させていただいたとおり、国の基準に準じた単価により支給していきたいと考えております。また、小学校就学前の子供への援助も早期支給ができるよう考えています。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今、支給が入学前の3月にできるように進めたいとの考え方でしたので、そのように

進めていただきたいと思います。

また、就学前の子供たちへの支給もぜひ考えてもらいたいと思いますが、そのことは何月ごろになるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） まず要綱を制定しなければいけませんけれども、今の予定ですと、10月ごろまでに要綱を変更していきたいと思います。それまでに新しく小学校に入学する児童へのお知らせ、説明もあわせて10月までにさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 10月ごろまでに要綱を見直しをしていくということなんですかけれども、そうすると支給は来年の4月からということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） 先ほど答弁していましたとおり、3月中には支給させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 文科省の通達が出ており、今年度中に実施をしなければ低い金額のままで終わってしまうのではないかと思うのであります。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） 国の通達があったというその基準に合わせて、来年3月に支給していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 来年の3月に支給ということで、それでしようがないかなと思いますけれども、やはり国の基準が引き上げられておりますから、そのところはもう一度検討してもらいたいと思います。

続きまして、保護基準の引き上げについてでございます。

陸沢町は、保護基準を、生活保護の世帯を1として、収入が1.3の世帯を準要保護の基準に引き上げて1.5倍にしました。このように要綱を変えてみてはどうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） お答えいたします。

準要保護世帯の認定基準としまして、本町では、生活保護基準に一定の係数を掛け、所得が基準の範囲内で

あれば準要保護世帯と認定し、その世帯の児童・生徒に対しまして就学援助をしているところでございます。そして、本町をはじめ多くの市町村では、収入が生活保護基準の1.3倍以下の世帯を準要保護世帯と認定しております。

和田議員さんの質問は、保護基準を引き上げ、認定の緩和ができないかとのことだと思いますが、平成27年度の文部科学省の調査結果では、全国的に見ましても1.5倍を超える市町村は約0.8%となっております。よって、いましばらく現状のままと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この保護基準の引き上げというのは、引き上げることによって生活が困難な児童・生徒の貧困を救済していくという対策にもつながっていくと考えております。今後検討をお願いしたいと思います。

次に、自動車運転免許証と公共交通についてお尋ねをいたします。

新聞やテレビで、連日、高齢者の運転ミスによる自動車事故が取り上げられています。運転を続けるのかやめるのかは、高齢者のそれぞれの責任によって行われています。自動車運転免許証の返納の手続をすると、その日から車の運転ができなくなります。手続で警察署に行くにも自家用車以外の交通手段が必要で、申請には1,000円の手数料がかかります。運転経歴証明書が発行されて、5年間の運転経歴の証明にもなり、身分証明書としても使えるものが発行されます。

ほかの自治体でも行っている、運転免許証の自主返納に対して支援事業を開始してほしいと考えます。長生村は福祉タクシー券54枚を発行、睦沢町は、1回の利用につき2,000円を上限に福祉タクシー券を72枚発行しております。茂原市は、市民バス、デマンドタクシーの乗車運賃を半額にしております。

町内でも小湊バス、ゆたかタクシーが行っています。自動車運転免許証を自主返納した方は、町内ではどのくらいいるのでしょうか。また、このように運転免許証を返納した場合の支援事業を町でも行ってほしいと考えますがどうでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、和田議員さんのまず1点目、町の自主返納者数についてどのくらいかということでございます。

今、和田議員さんのご質問にございましたとおり、申請による運転免許の取り消し、いわゆる一般的には自主返納と呼ばれておりますけれども、これについては、身体的な理由等により、住所地を管轄する公安委員会などに対して、本人が申請することによって運転免許を取り消すことができ、それと同時に運転経歴証明書の交付を希望することもできる制度でございます。

本町における運転免許の自主返納者数については、茂原警察署において取消申請をした件数を直近3カ年で申し上げますと、平成26年では7件、平成27年では13件、平成28年では10件となっております。なお、千葉県全体では、平成26年で9,093件、平成27年で1万2,487件、平成28年で1万5,654件という件数になってございます。

続きまして、自主返納した場合の支援事業についてということなんですかけれども、警察庁が公表しております運転免許統計によりますと、運転免許の自主返納件数及び運転経歴証明書の交付件数は、ご案内のとおりともに年々増加傾向でございます。さらに、平成27年の道路交通法の一部改正等により、運転することのできない高齢者が増加することが予測され、その移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まるものというふうに思っております。

本町が行ってきた支援事業につきましては、平成24年12月に、高齢者交通事故防止の相互協力に関する協定ということで、千葉県のタクシー協会そとぼう支部及び管轄警察署と締結いたしまして、運転経歴証明書を提示することで利用料金の一部の割引、これは乗車運賃の1割引きということで支援を行っております。

また、こういった免許の自主返納者などを含むトータル的な交通弱者と言われる方に対しましての対策といたしましては、コミュニティバス、デマンドタクシーの導入、福祉タクシー事業等により移動手段を確保しているというような状況でございます。

さらに、自動車運転に不安を感じる方々などが公共交通機関等を利用しやすくなるための方策といたしまして、本年3月に地域公共交通網形成計画を策定いたしました。そういった中で地域公共交通のネットワークの再構築に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、今後、高齢化が一層進展していくことから、警察署、交通事業者などの関係機関と連携いたしまして、一致協力して持続可能な地域公共交通網を形成いたしまして、高齢者の移動手段の確保に向けた地域公共交通環境の整備をしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 同じような質問で申しわけないんですけれども、運転者に対するマスコミ等の啓発によって、今後、高齢者の運転免許証の返納はふえると思います。町として積極的な対策は何なのか、どのようにしていくのか、お答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、和田議員さん、今後どういうふうに住民の方々に周知徹底を図っていくかということで、今後、町のホームページ、そういったところで、支援事業については、千葉県のホームページ等が具体的な支援施策をしているホームページがありますので、ほかの町村でも、ちらほらそういった公共交通対策に取り組んでいるところはホームページ等でリンクを張って、このような支援事業の制度があるという形でPRしていますので、町も今後そういったことで、公共交通、高齢者の方々にとって、そういったことも含めて町のホームページ上でリンクを図る中で周知等、あるいは今後直接、町広報等で、現在、昨年度策定した地域公共交通網形成計画に合わせて、再編に係る巡回バス等の再編も行っております。

そういったトータル的な総合的な形の中で、これから今後ますます人口が減少していくことが予想されますけれども、皆さんの公共交通の足というものは必要不可欠であるというふうに十分認識しておりますので、そういう点も十分にPRしていかなければというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 制度のPRをしていくということはわかりましたけれども、具体的な、自動車運転免許証を返納したことによって、返納した方が利益として得られるものというものを何か考えていくことはできないのでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 具体的には、先ほどの前段の和田議員さんの質問の中で、いろいろな福祉タクシー券、あるいは睦沢町さんの例の2,000円を上限に福祉タクシー券を発行しているとか、そういった具体的な方策も他市町村ではやっているということで、そういったものも、この地域公共交通活性化協議会のメンバーには当町では保健福祉課長も入ってございます。そういった他市町村の事例、あるいは巡回バスを茂原市では半額にしているというような事例等もございますので、総合的に判断して、そういうものが町財政の費用対効果で十分賄っていけるものであれば、そういったものも検討の視野に入れていかなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） もう少しやっぱり具体的に検討していただきたいと思います。

次に、自主返納した場合に、その後の交通手段をどうするかということでございます。自主返納すると、すぐに困ってくるものが買い物や病院への通院です。これからは巡回バスの運行がますます必要となってきます。路線を、長生病院や買い物ができるように、また、スーパーなどに便利なように変えていかなければならぬと考えております。

巡回バスを茂原市まで広げていくように公共交通の考え方のとおり広げていく、また、巡回バスの車の大きさを今より小型化して、路線を見直しなどしてはどうかと考えております。いかがでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

巡回バスの運行につきましては、町民の移動手段の確保と住民の利便性向上のため、町役場を起点といたしまして、現在4コース、10便、停留所以外でも自由乗降が可能となっております。

今の質問の趣旨は、運行経路を延伸させて、茂原市内まで運行を拡大できないかというご質問であろうかと思います。これにつきまして、公共事業者さんが単独で路線延長なり路線を変更することは、国土交通省への届け出、許認可という形で済みます。しかしながら、自治体のコミュニティバス、巡回バスの延伸につきましては、今おっしゃったほかの市町村の行政区域内への接続ということとなりますと、町の地域公共交通会議の同意が必要となってまいります。

この構成員のメンバーの中には、関係自治体及びその利用者、もちろん民間の交通事業者さんもその中に入っています。こういったコミュニティバスを他市町村へ延伸することになりますと、当然、事業者さんが競合するというようなことで、収益にもかなり影響が出てきますので、実際、なかなか町外延伸につい

ては合意に至らない現状下にあるというようなことで、基本的には単一の行政区域内の完結型というようなことになります。

今後、国交省からのコミュニティバス導入に関するガイドラインというものに沿いまして、既存の路線バスとの整合性をもとに交通体系モードの相互補完を図って、競合を回避するポイントを十分踏まえまして、町の地域公共交通活性化協議会で十分協議をしていただき、効率性及び利便性の高い運行ルートを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今後運転をやめて返納者がふえると考えております。地域公共交通活性化協議会というのを区域内だけの運行に限るのではなくて、名称のとおり、公共交通対策会議というのを、国や県に対して、もっと地域を限定した考え方ではなくて広域的に考えてもらえるように意見具申をしていただきたいと考えておりますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、和田議員さん、そういうご要望等がありましたので、地域公共交通活性化協議会の中には、国交省あるいは県の交通企画課の担当者も入ってございます。そういった内容等も十分意見の中で具申・提案し、十分その議論の中でもんديきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 3番目の可燃ごみ袋代の引き下げについてお伺いします。

社会科4年生の教科書に、ごみの処理と利用を学ぶ授業があります。自分たちの地域や周辺の地域を調べて一覧表になっております。これは平成25年12月現在のものが出され、この文書は、佐々木智光先生、千葉県公立小学校の調査をした結果で、県内で一番高いのは八千代市で1リットル当たり0.6円、安いのが四街道市で1リットルで0.155円です。全国の市町村も図で紹介されています。

この中には載っていないのですが、長生郡市の可燃ごみ袋の現状は、40リットルが1枚65円と、勝浦市と並んで1リットル当たりにすれば1.63円、東金市は0.83円と2倍の高さです。いすみ市と御宿町は1.1円、大多喜町は1.43円となっており、県内で一番高いごみ袋代となっております。

個人事業主、税金、社会保険料の保険料の計算では、指定ごみ袋の値段を調査した結果で、45リットル換算時の1枚の価格が出ておりました。長生郡市は1リットル1.63円で、45リットルに直せば73.35円です。全国的にこの一覧表に照らせば、全国で16番目の高さとなり、明らかに高いわけです。

また、長南町のごみの排出量では、生活系のごみは千葉県内では少ない順で7番目、事業系は2番目です。千葉県の県内のごみの排出量では2番目に少ないわけであります。

しかし今、生活が大変になってきており、身近なものから見直し、値下げを行うべきと考えております。広域の管理者会議でごみ袋の値段の引き下げが議題となったことがありましたが、町長はどのように考えているのかお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 広域行政の中のごみ袋の話、長生地域は一番高いのではないかというようなお話ですけれども、ごみ袋の価格につきましては、平成24年度に長生郡市広域市町村圏組合の管理者会議で、茂原市からの価格の引き下げについての提案がありまして、協議が行われたというふうに聞いております。その場では、価格引き下げによるごみの増加、あるいは今後のごみ処理施設の大規模修繕費等、新たな財政負担が発生するといったような意見もあって、合意に至らなかつたというふうに聞いております。私としても、当時のこういった判断については一定の理解をしているところであります。

現在、管理者会議において、ごみ袋の価格の話題は出ておりませんけれども、もし提案があれば、ごみの減量化、町の財政負担あるいは受益者負担といったような問題を整理しながら、議論を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ごみ袋を10円値下げしても、長南町は年間273万円の支出がふえるだけです。この金額は、今年の予算43億7,400万円の1%にも満たない額であります。これぐらいは予算のやりくりができるのではないか、また、町民の皆さんからも要望も強いわけであります。茂原市が引き下げてもよいと言っているわけですから、また議題になるように積極的に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今おっしゃったように、10円引き下げるこことによって273万円で済むのではないかと、そういうお話ですけれども、これは負担金がふえるということなんですが、負担金の問題だけではなくて、先ほど私が申し上げたように、基本的にはごみの減量化に努めているわけでございまして、それをまずは中心に議論していきたいなというふうに思っています。

また、長生管内のごみ処理については、高いというようなことを言われておりますけれども、不燃ごみの処理費あるいは粗大ごみの処理費については、これはほとんど個人負担がないわけでありますので、そういうことをトータル的に見ますと、この価格でもいいのではないかというふうには個人的に思っておりまして、私もいろいろと町民の皆さんとお会いすることがございます。いろいろ行政に対するお話を聞くこともありますけれども、ごみ袋の価格についての要望というものは私の耳に入ってきておりません。

そういうふうなことで、私として広域管理者会議にこういった提案をするということは、今のところ考えていません。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今述べられましたように、広域の会議には提案をする意思がないということでしたけれども、また、町民の皆さんからの要望がないということでした。しかし、どれぐらいの方から聞いたのかわ

かりませんけれども、町民の皆さんからは、今、暮らしが大変になってきており、1円でも引き下げてもらえるとありがたいという声が大きいのが現実でございます。どうかそのことをよく心してもらいたいと考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時10分を予定しております。

（午前10時54分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 皆様おはようございます。11番議席の丸島でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。町民の皆さんの方より要望・相談のあったもの2件を質問させていただきます。どうか町民の側に立っての答弁をよろしくお願ひいたします。

まず1点目の有害鳥獣対策について伺います。

長南町は、有害鳥獣のハクビシン、アライグマ等、捕獲して役場に届けた場合に、1頭につき2,000円の報奨金がいただけたわけですが、通知もなく、広報に周知したわけでもなく、いきなりこの4月からなくなったということで、多くの町民ががっかりしている状況でございます。

今月の6月の広報に、狩猟免許試験のご案内ということで掲載がされておりますが、まず狩猟免許取得者と資格取得費用の総額は幾らぐらいかかるのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） それでは、丸島議員さん、有害鳥獣対策の中の狩猟免許取得者とその費用についてということでのご質問、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

有害鳥獣の捕獲を行う狩猟のわな獣免許の取得者ですけれども、毎年ふえておりまして、現在31名の方がわな獣従事者の登録をしていただきまして、捕獲・駆除に従事していただいております。

このわな獣免許を取得する経費についてでございますけれども、まず免許試験の手数料が5,200円、試験前の講習会費用、これは獣友会に入会する場合は1万円、しない場合は3万円と金額が異なっております。このほかに医師の診断書が必要となりますので、診断書の金額については平均で4,000円程度ということで聞いております。これらを合計いたしますと、獣友会に入会する場合は1万9,200円、しない場合は3万9,200円ということになりますけれども、狩猟のわな獣免許のみの方はほとんどが獣友会に入会していません。そういうこと

たことで、わな猟免許を取得するには3万9,200円の経費がかかるということでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わな猟免許の取得者は現在31名ということで、毎年ふえているということですけれども、この二、三年はどの程度ふえたのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） わな猟免許者のふえている状況ということですけれども、この免許の補助が25年度から助成しておりますから、25年度からの経緯を申し上げますと、25年度は1人、26年度が7人、このときは25年度、26年度は5,000円、27年度からは1万円に補助金が上がりまして、27年度は6人、28年度は2人ということで、25年度から28年度、4年間で16人ふえております。16人ふえて現在31名と、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わな猟免許の申込用紙というのは、どこに行けばよろしいですか。町のほうには用意されておりますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） わな猟免許の申請の関係でございますけれども、まず、この申請は茂原市にある合同庁舎の中の長生地域振興事務所、これは前の長生支庁になりますけれども、そこの地域環境保全課へ申請を持参で持っていくということになっております。

申請の内容ですけれども、狩猟免許の申請書、それと講習会の受講申込書、また医師の診断書、この3つが必要になりますけれども、この書類関係については役場の農地保全課の窓口にも置いてございます。そのときに補助金の関係についてもご案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 窓口にもあるということで、申請は長生支庁ということで、わかりました。

それでは、町の職員の中では狩猟免許取得者というのはおられますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 町の職員のわな猟免許の取得者は何人かというご質問ですけれども、1人おります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

新聞によりますと、2015年度の有害鳥獣による農作物被害は過去5年間で最多だったとのことです。本町でも有害鳥獣の生息域の拡大や繁殖が続き、作物被害が深刻化しております。駆除による被害軽減は欠かせない状況だと思います。

町民からは、番犬として飼っている我が家の犬がイノシシと格闘して3ヶ月の重傷を負ってしまった、今は元気になったが何とかしてほしい、また、鹿の目撃情報や遠ぼえなども聞こえる等、自分の家や田畠の周りは自分たちで駆除することを考えいかなければ対応がし切れないのではないか等の声もございます。また、わな猟の免許取得者がふえて家や田畠の周りの駆除をしてくださる方がふえることで、イノシシなど日に何十キロメートルも移動し、被害を起こす有害獣による被害軽減を進めることにもつながるものと考えます。

そのために、免許取得時は今約4万円かかるということで、1万円の助成をしていただけるということでございますけれども、今後増額していく必要があるかと思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君）　わな猟免許の補助金の増額についてというご質問にお答えしたいと思います。

平成28年度のイノシシの捕獲実績は383頭に上り、この中でわな猟での捕獲割合は全体の98%を占めております。箱わなが68%、くくりわなが30%、こういった状況となっておりまして、特にくくりわなにつきましては実績も伸びておりますし、大型の個体、親を多く捕獲して成果を上げていると。こうした状況から、町は、わな猟従事者の育成に向け、狩猟免許及び講習会の経費の助成として1万円の補助金を交付しているところでございます。

現在、31名の方に従事者の登録をしていただいておりますが、わな猟は頻繁に見回りをしなくてはなりませんので、仕事などの関係でふだん活動できない方も少なくありません。ふえ続けているイノシシの生息数を減らすには、まだわな猟師の数が少なく、各地区の各集落に最低1名の猟師の方が必要だというふうに考えております。

これからは、集落、地域ぐるみでイノシシの対策をしていかなければなりません。わな猟師の方には集落における対策のリーダー的な存在になっていただきたいと、こういったことを考えています。こうしたことから、狩猟免許の補助金は増額の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　私が思っていた以上に、わなで捕まえるという頭数が多いなというふうに感じました。やはりわな猟の捕獲というのは、これから大きな力になっていくのではないかというように思われます。

わな猟免許をとってわなを仕掛けて、とめ刺しという問題があるかと思います。この場合、相手は大きいですし、暴れたりいろいろありますので、けが等の危険性もあるということで、多くの場合が、猟友会の方へお願いをして銃等で処理をしてもらっているというふうに聞いておりますが、とめ刺しの現在の状況は、実際どのように行っているのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） とめ刺しの状況ということでございます。

イノシシは捕獲されて大変危険ですので、基本は銃によるとめ刺しということになっておりますけれども、熟練した猟師の方は、若干名ですけれども、やりでとめている方もおります。これは本当にベテランの方。また、最近では電気やり、バッテリーで感電死、ショック死、気絶させるということで、電気やりで気絶させて、とめはナイフ等でとめをすると、そういった方法も出てきております。銃とやりと電気やり、こうしたとめの方法が現在行われているという状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、わな猟に従事している方の狩猟税についてはどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 獣猟税の関係のご質問なんですけれども、狩猟税につきましては、狩猟をする方が狩猟の目的で登録していただいて狩猟税を納めることになります。それで、狩猟税につきましては所得によって金額は異なりますけれども、所得が67万円以上の一般的な方で申しますと、銃の狩猟税が1万6,500円、わな猟が8,200円になります。

これは狩猟目的ということでの狩猟税なんですけれども、今、町でわな猟免許をとっていただいて、その駆除の従事者の登録をしていただいている方については、狩猟が目的ではございません。駆除が目的でございまして、狩猟税は発生しないということになります。

ただ、駆除とあわせて、中には狩猟をやっている方もいると思うんですけれども、そういった方は、駆除の従事者であれば半額、あと町長が任命する実施隊ですね、町の実施隊の隊員になれば100%全額免除と、そういったふうになるということで聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

いろいろお聞きいたしましたけれども、免許取得の増額もしていただけるということで、これは早目に手を打っていただきたいと思います。

また、最近聞きましたけれども、わな猟免許をとりたいということで希望者が申し込みに行ったら、もう定員がいっぱいです回にしていただきたいというふうに、何かそういうふうに言われたということもお聞きをしております。町の有害獣対策は、非常に多くの町民から何とかしてほしいという声をいただいているところで、さまざまな方のご意見やお知恵をいただきながら、関係各位のお力添えをお願いし、この質問を終わらせていただきます。

2点目の動物の適正な管理についてお伺いをいたします。

まず、本町における犬の飼育頭数と狂犬病予防注射接種率についてお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、本町の犬の飼育頭数と狂犬病予防注射の接種率についてお答えをしたいと思います。

昨年度の実績をもとに回答させていただきますが、平成28年度の犬の登録数は550頭で、接種率は84.7%です。また、本年度におきましては、5月末時点での登録数は543頭、接種率は69.6%となっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 昨年度は85%の接種率ということで、大変すばらしいと思いましたけれども、県内の状況というのはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） まず、狂犬病予防接種につきましては、狂犬病予防法第5条第1項の規定により毎年1回受けることが義務づけられています。町では接種率の向上のため、獣医師会と連携し、犬の登録者へ案内通知を送付してから、4月に町内13カ所で集合注射を実施しております。本町の接種率は、平成28年度では県内で第6位となっているところです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） すばらしいとは思いますけれども、予防接種未実施の飼育者の方の対応についてはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 町で実施する集合注射を受けられなかった犬につきましては、個別に動物病院へ行って予防注射を受けることとなります。上半期までに予防注射を実施していない方につきましては、早期に接種いただくために、町では督促状を送付し、指導しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 督促状を出しているということですけれども、督促状を出した後の対応はどうなっておられますでしょうか。どのような対応をしておりますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） その後の未実施者への対応ということですが、初めに、未実施者に対しまして電話で事実を確認させていただいております。そのとき、飼育している犬が高齢等により死亡している場合におきましては、犬の登録の抹消手続をお願いするとともに、予防注射の未実施者につきましては実施されるよう指導しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 犬の登録は、先ほどの法律により義務づけられているということでございますけれども、私の住んでいる近隣でも、2匹犬を飼っていたわけですけれども相次いで死んでしまったとか、また、1軒のおうちで2匹、また3匹と飼っているご家庭もございます。

未接種の飼育者に再度の連絡、または高齢犬の生死の確認をすることで、飼育頭数の確認とか把握等にもつながると思いますので、今後とも適正な台帳整備と予防接種の接種率の向上を図っていただきますように、よろしくお願ひをしたいと思います。台帳と実際が合っていないと大変困りますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次に移らせていただきます。犬の飼い方の指導についてお伺いをいたします。

町内の多くの方よりたくさんの苦情をお聞きしております。犬のふんの後始末、また放し飼いなど、例えば、暖かくなつて草がどんどん伸び放題で大変な事態なんですけれども、草刈り、田植えの時期など、草刈りの刃はもちろんのこと、特にひもの草刈り機で草刈りをしている場合に、ふんが飛び散つてみたり、また、ふんを浴びてしまったとか、田植えのときに苗箱を置こうとしたらそこにふんがあつたりだとか、非常に迷惑をこうむっているという旨のいろいろな苦情が寄せられております。

私も散歩している方を見かけますけれども、スコップを持っていればこの人は偉いなというふうに感じたり、そういうふうに思いますけれども、エチケット袋もスコップも何も持たずに散歩している方をよく見かけるわけですね。

飼い主のマナーについて改善を図ってほしいと、そういう声が寄せられているわけですけれども、町としてはどのように指導しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 飼い主のマナーについてということでお答えしたいと思います。

犬の飼い方につきましては、人に迷惑をかけないように、飼い主が責任を持つということが重要でございます。町では、6月が動物の正しい飼い方推進月間であることから、犬のふん尿の処理など飼い方の指導といたしまして、毎年6月号の広報に掲載しまして周知を図っているところでございます。また、千葉県動物愛護センターによる犬のしつけ方教室などの開催についても、広報を通じて情報を提供しているところでございます。以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 情報を提供していただいているんですけれども、なかなかそれが守られないというのが実情なわけで、私も平成17年の6月、今からちょうど12年前なんですけれども、定例議会で犬のふん害防止について質問をさせていただきましたけれども、いまだ飼い主のマナーが改善されていない状況かなというふうに感じているところでございます。

そこで、町ではふん害防止条例をつくることは考えているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ふん害防止の条例をつくることは考えているかというご質問なんですか？ しかし、近年、犬のふんによる苦情の状況についてですが、年に数件程度の苦情が寄せられるという状況でございます。したがいまして、現時点では条例の制定については考えておりません。

また、犬のふん害に対する注意看板も用意はしておりますので、今後とも、飼い主へのマナーの向上に向けて啓発活動を実施してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） なかなかこれが難しいもので、注意看板もあるということで、役場のほうにはあるということですので、ぜひ区長さんを通して設置をしていただければありがたいというふうに思っております。

また、ふん害防止条例の制定は今考えていないというようなお話をしたけれども、環境に関する条例の中に盛り込んでいる自治体もあるということでございますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に移りますけれども、野良犬や放し飼い、野良猫が多く、住民が困っているというお話を聞くわけですけれども、6月号の広報にも、適正に飼うことができない子犬、子猫をふやさないために、不妊・去勢措置をしましょうというふうに載っておりました。費用として2万円から5万円ぐらいかかるということでございますけれども、町としては不妊・去勢手術助成制度を創設する考えはあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 不妊・去勢手術の助成金制度をつくる考えはというご質問にお答えをしたいと思います。

犬と猫の不妊・去勢手術の補助金制度につきましては、平成15年度から3年間、年額といたしまして15万円の予算により事業を実施しております。補助金は、飼い犬、飼い猫1頭の手術に対しまして5,000円を給付するものでございました。その後、この事業の見直し等により、制度が現在廃止されている状況でございます。

野良犬や野良猫をふやさないためには、安易に餌を与えないことや、動物の性質を理解した上で最後まで面倒を見ることが重要だと考えております。飼い主には他人に迷惑をかけない責任がありますので、必要な経費につきましては個人が負担することをお願いしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 条例も、去勢も今現在はできないという、そういう答弁をいただきましたけれども、町民は非常に困っているところでございます。先ほど看板の話が出ておりましたけれども、住民の方が草刈りをしていて、草刈りができずに自分で作製して看板を設置してありました。段ボールの50センチ真四角ぐらいのところに、「愛犬家の方へ。犬のふんは持ち帰るか穴に埋めてください（草刈りに支障が出ます）」と、こういう看板が出ておりましたけれども、そういうことで迷惑をこうむっておりますので、町執行部も町民目線、また生活者目線に立って、今後前向きに検討していただくことを要望して質問を終わります。

大変ありがとうございました。以上です。

○議長（板倉正勝君） これで11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前1時42分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 森川剛典君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

[5番 森川剛典君質問席]

○5番（森川剛典君） 5番、森川剛典です。議長の許可を得たので、通告に従い、一般質問を件名で3件、要旨で5件伺います。

外は天気がよいようですが、昨日の今ごろは野見金公園のミハラシテラスで妻とコーヒーを飲んでいました。アジサイも咲き始め、県民の日ということもあり、上の駐車場は十五、六台で満車になっていました。多くの方が来場していました。今のところ、よい成果が出ているのではないかでしょうか。

来場者の方が「いい眺めだね」と言ってくれると、なぜがうれしくなります。自然豊かなこの町が誇りに思えてきます。ただ、あるご婦人は「案内看板がないね」とか、上の駐車場の行き帰りとも対向車と出会い、すれ違えないで1回ずつ譲り合ったとか、そんなこともありました。そんなうれしい混雑があり、自然の豊かさが愛される町になるといいなと思いました。そんな町にふさわしい町営住宅の今後のあり方について伺ってまいります。

町営住宅については、長南住宅が築48年、豊原住宅については45年ほど経過していて、建築基準法の耐震などは適用されないものの、老朽化は進み、改修だけでは限界に近づいています。町は、長きにわたり町営住宅の将来構想に触れてきませんでした。また、適正、適当と思われる改善・改修にも前向きだったとは思えません。今後は、町営住宅の必要性の検討や、改廃・新設などの方向性を打ち出し、取り組まなければ間に合わないような状況になってきています。町営住宅の現状を踏まえて今後のあり方についてはどう考えているか、お聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 町営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を目的に建設されました。

長南・豊原の町営住宅は、昭和45年から昭和49年にかけて建設され、現況はいずれも老朽化が進んでいる状況にあります。今年3月に策定された長南町公共施設等総合管理計画では、公共施設の老朽化問題の一つとして町営住宅も含まれており、今後検討していくこととしております。

そこで、今後は、町営住宅の現在の立地や入居の状況及び社会のニーズ等を踏まえまして、町の財政計画とあわせ、統合、廃止、建てかえについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 再質問していきます。

非常に模範的な回答をいただきましたが、この検討の本気度ということで、まず町営住宅の必要性についてどう考えているか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐錦伸康君。

○建設環境課長（唐錦伸康君） 本町におきましては、民間の賃貸住宅が少ない状況にもあります、社会の多様なニーズによる住宅困窮者に対し適正な規模の町営住宅は、今後においても必要であると考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それでは、社会の多様なニーズによる住宅困窮者や適正な規模と言いますが、これは考え方次第でさまざまですので、本町のニーズや他町村の例などを紹介させていただきます。

若者などの一時的生活空間、それからひとり暮らし、低所得者、別居者などさまざまなニーズがあると思われますが、本町では空き部屋を火災時の一時避難的な場所に活用していて、何人もお世話になっていると聞きました。また、近所では、先日家に車に飛び込まれて家の改修が必要なので、町営住宅はあいていますかと仮住まいを探していた人もいました。また、単なる家の改修のほか、他の市町村では学生の宿泊にも使っていると聞いています。

近隣では、身近な過疎町ということで大多喜町の例をちょっと紹介すると、昭和57年から平成12年までの間に9地区に15団地つくられ、121戸あるそうです。そして、平成26年には大多喜町町営住宅長寿命計画が策定されています。特徴として、2戸から12戸の小団地が長屋だけではなく戸別の木造建築もあり、小さい団地サイズでつくられており、建てかえ、改修などの小回りがきくことや、その時代のニーズに合ったものをつくれたという利点を持っていると思います。

残念ながら本町ではそういう形式をとらなかったので、時代に合わせる改修には後ろ向きで、トイレが水洗にもなっていない住宅で終わろうとしています。以前、住民の高校生から、もう少しきれいな住宅にしてほしいと切実な願いも受けたことがありますので、ニーズや適正規模については十分検討していただきたいと、このように要望しておきます。

続いて、質問が変わりますが、今後のあり方で、町営住宅のスタイルが国の支援も含めて始まっていますのでお聞きします。空き家を利用した町営住宅については国も支援を始めたようですが、島根県美郷町では既に実施していて、町が空き家を管理して公営住宅としたものが30戸ほどあります。このほか特定優良賃貸住宅、集落改良住宅、定住住宅、若者定住住宅や借り上げ住宅など多種にわたって提供されています。本町でも最近空き家の利用に力を入れているようですが、そういう考えはないか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐錦伸康君。

○建設環境課長（唐錦伸康君） 町内には多くの空き家がございまして、現在も空き家バンクを通しまして利活用に取り組んでいるところでございます。

住宅の施策におきましては、社会のニーズにおける供給のバランスが重要となります、社会問題でもある空き家が活用できることは、とても有効的であると考えられます。

いずれにいたしましても、現在町営住宅に住んでいる方や、町民の声等を聞きまして、十分に検討していくかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 検討しても、実行されていかなければいけないと思いますので、それでは最後に町長に答弁をお願いします。

町営住宅は、豊栄住宅が何十年もかけて若者定住を狙ったサニータウンになり、冒頭でも挨拶がありましたが、現在では13区画中8区画が販売され、残り5区画のうち3区画は商談中ということで、すばらしい成果を耳にしました。最初に申し上げたとおり、しかし非常に長い年月がかかっております。現在ある豊原住宅や長南住宅は、もう目の前に改廃の時期が来ておりますが、今まで明確な方向性が出ておりません。これは非常に大きな財政負担を伴う場合もあるので、なかなか触れられてこなかった経緯もあります。一課長の答弁ではなく、トップとして今後の町営住宅について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 町営住宅については、現状においては森川議員がおっしゃるとおりであります、そういった中で、町営住宅にします基本的な考え方については、先ほど課長がお答えしたとおりでございます。したがって、その基本的な考え方に基づいて、今後町営住宅はどうあるべきか、また、どうすべきかについて調査研究はやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 平野町長については実行力があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

町が町営住宅の必要を重要に認識して、改修や改廃、あるいは新規建設も含めて、もう少し本当に早く手がけていれば事態は変わっていたと思うので、今後についてはしっかりと構想、計画を立て、そして積極的な推進をお願いして、この件については終了してまいります。

それでは、2件目の統合小学校開校に伴う問題について伺ってまいります。

4つの小学校が統合され、しかも中学校の敷地内に開校し、小中一貫型校として無事スタートしたことは、関係者の努力のたまものだと思っております。しかし、統合当初の開校には、どこでもあるように多少の想定外の問題が発生しているものと考えられます。事実、大小にかかわらずそういうことがあるようです。この中で大事なことは、想定外の問題が発生したことではなく、その問題に取り組んでどう改善していくかという姿勢が一番大事だと思っております。

そういう中で、今回の質問は、議会報の表紙の撮影で、スクールバスの撮影に伺った5月初旬を起点として、現場を見たこと、保護者などから聞いた要望や意見を諸問題として大きな3点にまとめてみました。改善に向けたよき指針をいただけると幸いです。

それでは、最初にスクールバスの運行について伺います。

4つの小学校が統合され、遠距離通学児童がふえるのに対して、交通機関も十分でないことなどや、いろいろな経緯からスクールバスが運行されることになりましたが、このこと自体は大変よかったです。しかし、実際に運行されてみてわかったことは、スクールバスは6コースを4台で運行しているので、3号車の長南地区と4号車の西地区と東地区の一部は、1台で2コース走るために、平均で40分、最大で1時間を超える送迎の時間差がある設定となっていることで、登校や下校時に大きなロス時間と、家庭、学校でそのロスを生んでいます。しかもこれは1便2コースある地域に限定されていて、いつ解消されるかわかりません。このロス時間をどう捉えて対応するのか、地区に偏っている不公平感をどう解消していくのか伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） スクールバスの運行について、時間のロスあるいは地域的な不公平感があるのではないかというご指摘でございますが、スクールバスの運行につきましては、地域に精通した方で組織する小中一貫校設立委員会の中で、町の道路事情あるいは乗車人数、地形的条件等を考慮して、バス4台で6コースを回る現在の運行形態というふうに決定させていただきました。

ご指摘のとおり、長南地区と一部東地区を取り込んだ西地区では、道路事情から中型バス1台で2コースを回っておりますが、1便に乗る児童には少し朝早く家を出なければならないこと、そういう面があるかというふうに思います。システム上の課題、あるいは運行上の課題と、まだ今後発生していくものがあるかというふうに考えるわけでございますが、今年度は、そういったさまざまな意見や要望の取りまとめを行い、検証する中で、来年度から見直しをするものは見直しをして、安全な登下校の確保に努めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それでは再質問していきます。

まず、来年度に向けて見直しを行っていくという回答の中で、何点か確認をさせていただきます。

1つは、現在の運行については十分検討されたことはわかりますが、多くはシミュレーションで、全て実践されたわけではありません。そういうものをベースとして今発生している問題は、1便に乗る児童たちが家を早く出なければならないことや、2便あることで同じ学年、クラスでも、送る人、待機する人が存在する教育現場の煩雑さや、ロス時間、また何回も送るというようなこともあります。そして、一部地域のみ2便あるということによって生じている地域的な不公平感について認識が保護者にはあります。これらを踏まえて来年度から改善の必要性があるということを考えていただけるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 現在の状況でございますが、先ほどお話ししましたように、設立委員会での結論により運行しております。そういう意味で、3、4号車の早便、特に冬等については、早く大変かなというふうな思いがするわけです。そういう問題を含めて一回整理する必要があるというふうに考えておりますので、課

題は整理して対応していくというふうに考えております。

いまひとつお話をさせていただきますと、子供たちの現状でございますが、朝早く着いた子供たちにつきましては、着がえをしたり、提出物を出したり、宿題をチェックして丸をつけたりとかしております。また、絵描きをしたり、読書をしたり、草花の水かけあるいは観察等をしております。特に、私がいいなと思ったのは、子供同士の会話が大変多くて、楽しんでいるような様子もうかがえるし、特に教師との会話がすこくなされておる状況は、大変いいかなというふうに思います。やはり子供と教師がじっくり話をするということは、子供にとっては自分の先生という意識が出来て、教室内における信頼関係にもつながるというような状況で、この時間というのは私は大変いい時間かなというふうに思います。

ただ、朝早く来なくてはいけないという点につきましては、検討する必要はあるかと思いますが、今後は、朝早く着いた子供の時間を有効に活用するというようなことを課題に、学校と相談して、よりよい時間の過ごし方に努めて、ロスという考え方にならないようにしていきたいと、こういうふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういうご努力の中で、それにしてもそれは1コース2便ある子供たちだけで、ほかの子供たちにそういうゆとりのある部分がないわけですから、要はやはり不公平感というか、公平という感がないわけですね。そういう中で、私としては6コース6便あったほうがいいと。ただ、それが簡単にできるかということで、さらに確認なんですが、要するにあと2台バスがあれば6コースで運行できるんですけれども、2台ふやすことや中型バスを大型バスにしたら1便で済むのかなと。それができるかどうか、確認だけです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 中型バスの導入ということでございますが、これは可能な限り子供たちの家に近いところで乗降させようという考え方に基づくものでございます。ある意味、地域の細いところにも入っていくというような状況で、3、4号車は現在のような状況になっておるわけですが、道路幅、折り返し地点等から、この地域については大型車は運行できないという状況によると。そしてあと、全部大型にというようなことでございますと、子供たちは今度は幹線道路まで出てこなくてはいけないような状況も出てきますし、やはり子供のニーズに対応するには、現状の中型というものがいいのかなというふうに思います。

もう2台ふやすということにつきましては、予算的にも大変厳しい状況を私は感じておりますし、まだまだ学校教育では予算を必要とする部分がございますので、そちらのほうでの対応を今考えておりますので、当面この形になるかなというふうに思います。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） いろいろ検討されている中で、当面はこういう形でいくと。私も提案的な話ですが、こういうことも可能ではないかということで、ちょっとお聞きしていきます。

以前、旧西小学校が巡回バスを使っていたようですが、この1台を使ってコースの再編は考えられるか。これについては、長南町地域公共交通活性化協議会でも巡回バスの活用を検討しているようですから、可能性について関係課にお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 基本的に巡回バスをスクールバスに使うということは、趣旨そのものが違いますので、スクールバスは一定の目的のため、いわゆる児童を対象とした形でのスクールバスと。巡回バスをそれに応用するというものは、生活維持、あらゆる方が巡回バスに乗るということで、基本的には巡回バスをスクールバスに特化するような形での考え方を持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 特化するというと、そういう縦割りですぐ分かれちゃうので、以前通学できていたようにそれが使えると、教育委員会でも下話の中ではそういう可能性はあると。要するにスクールバスではないと、子供たちは保護者の管理下のもとに通学をするんだと、こういうことが大事なのではないかなと。ということになれば、以前と同じように巡回バスに何人か、定員26人ですけれども、乗っていただいたときに、コースの再編が可能になるんですね。それから、小学校、中学校の登下校についても、やはりバス停が統合小学校前にふえたときに利用もふえるかと、このように考えられますので、これだからできないじゃなくて、以前やっていてできたことを、スクールバスにしろと言っているわけじゃないんですね。子供たちが通学に使えるかと、こういう観点で検討してほしいということですので、この辺については検討していただけるかどうかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、森川議員さんがおっしゃったとおり、今4コース10便という形で、西コースの場合には4便ございます。そういった中で、現在の西コースというのは、旧西小学校の児童並びに西地区の中学生が比較的利用しやすい運行経路、時間帯となっております。そういった中で、また地域公共交通会議の中でも、1校になったことによる利用者の分析結果をもとに運行経路を進めて、コース、時間帯、そういうものを検討していきたいというふうに考えております。

現時点では、大幅な西コースの大きな変更がなければ、ダイヤ的にはうまく適合されて、従来的に利用することも可能なかなという予測はしております。いずれにいたしましても、児童の登下校の移動手段として巡回バスが適用できるようであれば、今、森川議員さんがおっしゃったとおり、学校教育課と内部での横の連携を密にしながら、本町にとってよりよい公共交通体系が構築できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 最後に要望になりますが、私も今年度から長南町地域公共交通活性化協議会のメンバーになりました。その中で利用者数の減少という問題も出ていますので、有効活用の手段の一つとして小学校前に停留所を設けるとか、通学の手段も検討していただく、それには縦割り行政ではなく教育委員会のほうも、ぜひ町全体の交通形態を捉えていくというような考え方で、スクールバスの問題を早期に解決することをお願

いいたしまして、これについては終了していきます。

それでは、要旨の2点目に入ります。

4つの小学校が統合してクラスがふえたことや小中一貫型校による開校で、小学校から想定外の問題に対して改善要求が上がっているようですが、幸い改善できる内容だと思っています。しかし、改善には多少の費用が必要ですから、こういうことに関して補正予算を組んで対応すべきだと考えますが、これについてはどう考えていますか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君）　この4月に旧4小学校が統合し、新しく長南小学校がスタートしたわけでございますが、現在のところ、それほど大きな問題はないというふうに捉えておりますが、ただ、事前準備では想定できなかつた問題が幾つかございます。現在、学校、保護者、地域住民等から寄せられたさまざまな要望につきましては、内容や優先順位を整理し、順次対応しているところでございます。

統合後を見通した事前の予算措置ということでございますが、特には行っておりません。しかし、児童の健康、安全にかかわること、緊急に改善を要することについては、早急に対処し改善を行いました。また、優先順位が高く、かつ多額の費用を要する改善等につきましては、補正予算での対応とさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　回答の中では、改善が進んでいるということで、開校当初から時間も経過して、状況はやや落ちついてきたのではないかと捉えています。

今後も改善に向けての取り組みをお願いする中で、1点気になる点があります。それは給食に関して、配膳室が狭いとか、給食運搬にエレベーターがうまく使えないとか聞いておりますが、給食をつくって、運搬して、配膳して、子供たちが食べる、こういう一連の流れを誰が確認しているのでしょうか。給食所は運搬、学校は配膳からということで、連携や確認が途切れがちになるかと思いますが、この点についてはどうなっているか、子供たちが食べるまでの工程の確認が行われていたかどうかについてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君）　学校給食は、給食所でつくられた食事をみんなでおいしく食べるということに意義があるというふうに思います。そこで、ここに学校、教育委員会の責務もあるわけでございますが、今ご指摘の配膳においてエレベーターがうまく使えないというようなことでございますが、現状は、給食所から大型コンテナで運ばれてくるわけですが、それを学校では小さな配膳車に積みかえて、エレベーターで各学年に配る。そして、エレベーターはそういう意味では機能しているというふうに考えるし、子供にとっては、重いものを持って上まで行くという負担はないというふうに考えております。

250食程度の配膳数の学校というのは、いろいろ郡内にもございますし、職員や子供の協力で十分運用できる数だというふうに考えております。現状の施設、現有人員の中でうまくシステム化を図って運用していくように、学校のほうにも指導していきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） どのくらい落ちついてきたかはわからないですが、当初あったということで。ただ、この一連の確認が行われていなかったと。やはりシミュレーションで現場におろす、そしたら配膳がと。その組み立てが、統合は大変ですからできていなかったので、今後どういう形で行くのが一番いいのかと、その辺はシステム確認をぜひしていただきたいと思います。

それでは、最後に確認として財政課にお聞きします。

閉校予算は、各校100万円で400万円用意したようですが、開校時の想定外については、予想はある程度していたと思うんですが、補正予算の請求に対して補正予算を組める財政状況にあるかお聞きをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまの森川議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど教育長からも答弁がございましたが、学校教育課と協議し、必要があり、やらなければならないということであれば、補正予算で随時対応させていただきたいと考えております。今回の補正予算につきましても、学校教育課からの要望を反映させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 教育長の答弁では、大きな想定外のことは起きていないということですが、現場のほうではかなり大きなことを言っておりますので、もし補正予算が組んでいただけるなら、いろんな面に対して教育のために、そんたくではなくてご配慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、要旨の3点目に入ります。

小学校4校が統合するだけでも大変ですが、中学校の敷地にできることによって、小中一貫型校としても機能しなくてはならない宿命もあります。また、小学校が当初の予定と違い、クラス数がふえたことによって、6年生の2クラスは中学校の校舎に入っています。こういうことにより、より一層の施設の共有が必要だと思いますが、運用は合理的に機能しているかお聞きしたいと思います。また、施設共有面や、教育、保護者などの立場を考えていくと、将来的には小中一貫型校ではなくて一貫校でよいと考えますが、施設面としての現状と将来的な見解をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 小学校が統合して中学校の敷地内に開校したことにより、幾つかの施設は共用することになりました。まず現状でございますが、学級増により6年生の教室は中学校の校舎を2教室、通級指導教室（ことばの教室）についても中学校の校舎の一室を使用しております。また、その他の特別教室についても、カリキュラムの編成時に教務主任が話し合い、お互いに不都合のないように調整し、共用を進めております。しかしながら、本年度は小学校統合の初年度ということでもあり、カリキュラムの調整にはかなりの時間を要しております。

次に、将来的には一貫校でというお考えでございますが、町といたしましても、町内の同じ敷地に小・中学

校が1校ずつという構想は、機会を見て、校長1人の小中一貫教育の学校に移行していくということも含んで考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 当面は、小中のすみ分けや共有部分の確認も続くと思うんですが、施設的に考えたら、小学生265名、中学生155名で、人員比較では約1.7倍となります。蛇足的に体重や体積、運動量で考慮しても5対5ぐらいですから、中学生1人当たりの保有面積が大きいことはすぐにわかると思います。また、費用的に見ても、建設費用は中学校は17億円、小学校は6億円ほどなので、その施設にかけたお金も大きく逆転しています。余裕の中学校に対して、人員が多く、予定より2クラスふえた小学校はきゅうきゅうとしています。カリキュラム編成だけではなく、もっと合理的な判断に基づいて施設面の共有や教育環境を整えるべきと考えますが、現段階での施設面の使用決定はどこで行っているかお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 施設の使用決定というようなことでございますが、私どもの市町村教育委員会は、児童・生徒の教育を校長に一部委任しております。運用上の監督、責任、指導というようなものは私どもが持っているわけですが、児童・生徒、職員、施設等の日常的な管理、運用の責任者は校長ということでございます。当然、施設の共用にかかる問題、今ご指摘のような問題についても、一時的には校長の権限に属する問題というふうに考えております。

なお、施設の共有に関する部分がうまくいっていないというようなご指摘でございますが、これはシステム上の課題なのか運用上の課題なのか、いずれかをよく見きわめる中で、校長のほうの指導を強めていきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 指導について、実際的に校長が2人と。教育的なことではないですね、施設面での話なんですが、具体的な例でお話をすると、ぐるっと花めぐりで使うテントを前年に旧長南小学校で3つお借りしたんですよ。今年も借りようということで伺った結果、町の財産管理のほうに検索してもらうと、小学校には倉庫がないので中学校の倉庫にあるということがわかりました。もしこれ、私ども小学校のテントを借りる場合、借りに行きましたけれども、借用届を小学校に提出して、倉庫の鍵は中学校にあるわけなんですよ。そうすると、中学校に出向き、小・中学校のどちらかの方に立ち会ってもらって借りていくと。例えばテントも、私は共有でいいと思うんですが、小学校と中学校のものと。予算も小学校予算、中学校予算になります。

ただ、その小学校、中学校が同じ校庭、校舎、もう入っていますよね、存在しているわけですよ。それがやはり合理的に使えるのに、校長が2人いて、権限をお互いに発揮したらけんかになるんじゃないかなと、そういうことがありますので、ぜひその辺は教育委員会からも合理的な使用という指導をしていただきたいと思っております。そういうことができるかどうか、ちょっと簡単な回答をいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 私どもも、2人の校長に対して、どう私のほうで指導力を発揮できるかということにかかるかと思いますが、その点については頑張っていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） わかりました。そういう回答を含めて、経費節減を含めて、一貫校のよさ、施設を共有して合理的にやっていただけるよう、今後期待しております。

それでは、件名の3に入っています。

旧小学校の活用については、旧東小が地元を中心に説明されたようですが、ほかの旧小学校の活用や住民の利用について、説明は広く住民に行われているのか。また、旧小学校に残された備品の有効活用や把握について、当初の計画どおりになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） それでは、お答えさせていただきます。

旧小学校施設の住民の皆様の利用につきましては、原則、体育館は旧西小学校の体育館を、グラウンドにつきましては旧4小学校を企業誘致等の活用がされるまでの期間はできることを、広報4月号及び区長会において説明し、周知させていただいたところでございます。

施設利用につきましては、通常、申請書を提出していただき利用していただいております。しかしながら、現在、旧小学校には誰もおらず、建物への侵入防止のために警備委託はしておりますが、遊具等を含め学校施設全体の管理をすることは非常に難しいことから、防犯上及び管理上、原則立入禁止とさせていただいております。ちょっと入って子供を遊ばせたいなどの声も聞かれますが、これは自己責任の中でお願いしたいと考えております。

旧小学校の備品でございますが、現在も小学校では必要な物はあるようですが、確認はしていないため、町としても全体の把握はできていない状況でございます。このため、小学校には夏休み期間中に旧小学校の備品を分別していただき、小学校の収納場所も限られておりますので、旧長南小学校の一部を備品倉庫として利用していただき、その後、残った備品につきましては随時、役場施設内において活用できるものは使用していきたいと考えております。また、あわせて教育備品につきましては、学校教育課と調整を図る中で、処分について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それでは再質問します。

最初に、旧小学校の施設の利用について、どうも住民目線に立っていないという立場から再質問していきます。

利用の周知では、広報4月号に「学校跡地利用について」とあり、「3月末にて廃校となりました4小学校につきましては、施設の管理が変更となりました。……体育館は旧西小学校、運動場は旧4小学校を原則的にご利用いただされることになりますのでご承知願います。」と書かれていますが、ホームページなどには書かれ

ていないようです。

そして、現状、現況では立入禁止と各出入り口に表示があるので、原則的にご利用できるという話にはならないのではないかですか。小学校、教育委員会管理だと、校門の前にある利用看板に従って休日などの利用も可能だったはずです。町管理になるとなぜ立入禁止なのか。町民と語る会では、体育館を西小学校以外でも使用しているようですが、町は自由に使えて町民は使えないのか。これでは住民目線やサービス業としての認識、配慮が全くないご都合主義に思えますが、この辺については伺っていきたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君）　お答えさせていただきます。

学校として使用していたときは、生徒が毎日通い、使用していたことから、安全に対する配慮が十分なされていたのではないかと考えられます。先ほど答弁させていただきましたが、現在は誰もいなく、建物への侵入、またプール、遊具など学校施設全体の管理は難しいことから、防犯上及び管理上、立入禁止看板を設置させていただいたところでございます。利用に当たっては、先ほど言いました通常申請書を提出して利用していただいているところでございます。

また、町は町民と語る会では体育館を自由に使っているとのことですが、町民と語る会を実施するに当たりまして、町民の皆様にはできるだけ近場で行うことによって多くの方に来ていただき、ご意見を聞かせていただければという配慮をしたことによるものとご理解していただきたいと思います。当然ながら、町としては選挙、避難所としても使用はしてまいります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　利用の配慮ということが非常に重要なことだと思っています。長南地区では旧PTA役員が発起人となり、旧小学校の保存準備会が立ち上がりまして、防災の利用者として運動場の草刈りぐらいはしようということになり、三十数名が集まり、5月14日には草刈りを実施したところです。これはただの保存だけではなくて、選挙の投票所としての利用や防災施設としての利用、消防団の練習、ぐるっと長南めぐりの駐車場、地区の盆踊り、少年野球の練習場など、多くの利用者がいるという立場から地域の有志が集まって発足したのです。

利用者としてもこういうものに協力していこうという立場でありますので、やはり利用に対して配慮をしていただきたい。立入禁止ということではなくて、利用については自己責任ということもおっしゃられているので、せめて運動場などは立ち入り自由で校舎内立入禁止と表示するとか、あるいは当面の利用については、こういうような利用は可能ですか看板を立てるとか、管理ではなくて利用してもらうという立場でそういうことができないか、それについてお聞きします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君）　長南地区の旧のPTA役員を発起人とした旧長南小学校の保存準備会の皆様には、草刈りをはじめ体育館の清掃を自主的に実施していただき、感謝しております。しかしながら、利用

につきましては、先ほど来ご答弁させていただきますが、利用に当たっては原則申請書を提出してもらい、今後も利用をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 管理という点では申請で当たり前だと思います。だけれども、建物内に侵入しないという合意ができれば、長南町は公園が少ないので、夏休みなんか子供なんか元気に遊べばいいと思うんですよ。だから、そういうことで、有効利用できる運動広場的なものがあるという考え方で、その辺は検討できないか強く要望しておきます。

それでは、最後の備品の関係について質問していきます。

旧小学校の備品については、当初の計画にはない旧東小のクラフトティさんも小学校らしい備品を求めているようですが、それはそれで有効利用で結構だと思いますが、要は、そういう中で管理が曖昧で把握ができないことに遺憾を感じています。

利用者というより、借用者という立場でお話をすると、先ほども話が出たぐるっと花めぐりで使う5つのテントのうち3つを旧長南小で借りていましたが、統合後の管理ではしばらく行方がわかりませんでした。捜索してもらった結果、3つのうち2つは中学校の倉庫にあり、1つは旧小学校に残っているとわかりました。今後、盆踊りや生産組合で借りに行くこともあると思うんですが、どこに借りに行けば利用できるのかという疑念があります。旧長南小の備品倉庫で一括管理になるというお話も聞きましたが、それはどんなふうにということでお聞きしておきます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 今、森川議員さんのお話はテントのお話になるかと思うんですけれども、小学校では、旧長南小学校の2つのテントにつきましては、現在のまま中学校の倉庫に置いておくということです。そのほか旧の小学校につきましても、テント等ございます。小学校備品として夏休み期間中に旧長南小学校にまとめておきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） これは生産組合のほうからも要望が上がっていると思うんですが、やはりぐるっと花めぐりも相当なところで、少し余分に貸してくれと、ないという場合もありました。

有効活用できるような管理、そしてつけ加えさせてもらうなら、これは要望ですけれども、教育上の備品もまだ4つの小学校に散らばっていて、どこに何があるかということで、転勤した人もいるので、この備品を探しに行くいろんな学校に行って、実は違った、こっちだというようなことがあると、非常に管理がうまくできていないという話ですので、夏休み中にそういうことも含めてぜひ実施していただいて、管理、対応を今後しっかりとしていただきたいと要望して、私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（板倉正勝君） これで、5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時10分を予定しております。

(午後 1時52分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、9番、加藤喜男君。

〔9番 加藤喜男君質問席〕

○9番（加藤喜男君） 9番の加藤喜男でございます。議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

今回、最後の質問となりますので、よろしくお願いをいたします。

さきの施政方針で、圏央道茂原長南インターへのアクセス町道の整備と町長が話されておりました。恐らくグリーンラインに接続される町道20号線かなと思っておりますが、周辺や近隣地域、非常に期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、今回は3つの件について質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、新児童クラブ施設の建設についてでございます。

本年第1回定例会において、一般会計新年度予算に、中学校のテニスコートの一部に新たな児童クラブ施設を建設する予算4,400万円が計上され、議決をされております。

私をはじめ数名の議員は、現状でもいいんじゃないとか、もう少し時間をかけて検討したほうがいいんじゃないとかというような理由がありまして反対を表明したところであります。現在においても、この施設の建設について疑問があることは変わりはありません。現に、統合小学校と旧幼稚園を従来どおりの方法で結んでおり、法律にのっとった運行にすることで何ら問題がないとお聞きをしております。

今回の質問は、幾つか確認してほしいという話がございましたので、2点ほどお聞きをしたいと思います。

初めに、町長は施政方針で、育児中の親御さんから要望された事業と述べております。育児中の親御さんとは、就学前のお子さんを持つ親御さんと理解してよろしいのかわかりませんが、現状をよく知る人たちは、現在の旧幼稚園はホールや十分広いグラウンドもあり、大変重宝していると。子供たちを1つの教室に閉じ込めておくことはできない。雨天の室内運動場や晴天時の活動を考えると、保育環境としては今回の計画は余りよろしくないんじゃないかなというような意見も漏れ聞いております。

育児中の親御さん以外に、現在の事業関係者や現在児童クラブを利用している関係する保護者等に意見を求めたのか、また求めたと思いますが、どのような意見が出てきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、お答えいたします。

児童クラブの移設については、子育て世代等の要望を発端として、児童の移動の際の安全性、利便性等を勘案し、総合的に町が決定したものです。

昨年12月に社会福祉協議会を通じて、児童クラブに従事する指導員には計画を説明させていただきました。

園庭が狭くないか、小・中学校のグラウンドは利用できるのか、なぜ移設するのかという意見等がありました。そういう意見がありましたので、メリット、デメリットを示し、計画を説明したところでございます。現在は、限りある敷地、建築面積の中ではありますが、間取り、レイアウトなどで、指導員さんたちの意見は聞いているところです。

次に、保護者については、平成29年度の児童クラブ入所説明会で説明させていただきましたが、保護者からは何ら意見もございませんでした。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 現在もレイアウト等の意見も聞いているところでございますが、その辺もまとめ上げていただいて計画の公表、予算の計上を出していただくべきものではないかなと思います。

また、児童クラブ従事者、これは今、シルバーパートナーズに委託をしておりますから、その方々と思いますが、その方々の意見は重要だと思います。本当に参考にする気があったのか疑問が残るところであります。現状のほうがいいという意見も多く関係者から聞いておるところでございます。これについてはこれで終わりにします。

次に、2点目ですが、本計画につきましては、所管の常任委員会に建屋のレイアウト等はお示しいただいたようですが、新年度の予算の一般会計審議に際しては、計画は提示されなかったと記憶しております。

最近、図面を見る機会がありまして、テニスコートを3面確保するようございまして、3面確保した残りにつくるということで、予定地を見ても全体に狭いなという感じがしました。

まず、児童が常に活動する部屋が1部屋、面積も20坪で、机を幾つか置きますと結構狭い。また、雨天等で外出できないときはその中で遊んだりとか勉強したり、勉強というか宿題をしたりとか、そういう場になるわけですから、それを感じても狭いなというふうに感じております。

次に、屋外スペースについてですが、約100坪程度と聞いておりますが、これも子供たちが天気のいいときに運動するには狭過ぎないかなと思います。もう一つ、親御さんたちが迎えに係る駐車スペースも狭いでし、出入り口、町道のスロープ、出入りのスロープの交差でございまして、この関係、夕方に渋滞や交通事故が心配されるのではないかと思うところであります。

以上3点ですが、屋内スペースが狭くないのか、屋外も狭くないのか、出入り口で渋滞や交通事故が懸念される心配があるのではないかと、以上3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、今の新しい児童クラブの規模については、他市町村で設置されている児童クラブの大きさを参考とさせていただいております。クラブの単位は40人が標準となっていますので、計画の規模ですと45人なので、ほぼ標準的な設計となっているところでございます。

屋外の活動スペース、駐車場スペース、渋滞や交通事故の懸念についてのご質問ですが、保護者の送迎については中学校の来賓駐車場を利用し、相談員の駐車場は駐在所の隣接の町有地を利用し、敷地内にはなるべく

進入はしないように、園庭をできるだけ広く利用できるよう、関係者と協議をしているところでございます。

送迎の車の出入り口を中学校の正門を利用させてもらうにしても、児童・生徒も利用する場所でもありますので、保護者、児童・生徒、学校などの関係者に交通安全の注意喚起を行い、事故防止に努めることになります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございました。

レイアウトについては、この段階においても調整中ということで変わるのかもしれません、先ほどのとおり、現行の図面及び現地を見ても狭いと感じます。それもそのはずで、テニスコートを2面潰すのかなと思いましたら、1面を潰して3面にすると。今ある2面のコートに直角にもう1面つくって、その脇の中学校側の残地に施設をつくると。2面にしますと、また中学校の反発もあるでしょうし、苦肉の策で3面も確保したい、場所も確保したいということだと思います。

昨年のこのクラブの児童登録数は48名だったということを聞いております。1年ずれまして本年度もそんなに変わらるような数字ではないというふうに思いますが、いずれにしましても夏休みになると相当な数がふえると。それも十分考慮しているんだよというお話でございましょうが、現場を見るとどうかなという懸念を抱くところでございます。

移動の安全性、学校教育との連携、ランニングコストの削減に期待するとか、目の届くところでの安全性等々、メリットをうたっていただいているわけでございますが、児童に目が届く反面、児童を公衆の面にさらして、あそこに子供がいつもいるぞというようなマイナスの感じもあるということを関係者から聞いております。誰のための事業なのか、多額の資金を費やすわけですから、ひとつ十分、もう議決はしておりますが、検討をまたよろしくお願ひしたいと思いまして、本件についての質問は終わります。

続きまして、（仮称）渡邊辰五郎記念館事業の費用と期待についてということでお聞きをします。

この記念事業は、衰退する町なかに活気とぎわいを取り戻すべく、町の魅力を高め、町民が集い憩える施設を考えるということで、国が行う地方創生加速化交付金の交付の対象となっている事業であります。

さきに基本構想が完成し、その報告をいただいたところですが、この構想でその目的、衰退する町なかに活気とぎわいを取り戻すことが本当にかなうのかなというところに疑問を持つわけであります。

本計画は、（仮称）渡邊辰五郎記念館を拠点として、新たな町の魅力としまして「和裁のまち・K i m o n o タウン長南」事業として、当初、1,500万円の交付金となっていると思います。交付金、補助金はもらわないと損をすると、もらわないと地方創生に真面目に取り組んでいないと、いろいろ国の評価もあるでしょうから、地方創生という土俵に上がってしまったわけであると思います。

この交付金は、従来のプレミアム商品券のような効果に疑問が残るばらまき事業ではなく、原則としてKPI、重要業績評価指標を自らが設定し、P D C Aも含めて効果の検証と見直しの結果を公表するとともに、国に報告を求められるたちの悪い補助金だというふうに私は思っております。

人口減少社会の中で、自治体間での人口の取り合い、人間の取り合い、人口がふえれば勝ち、人口が減れば負けという、この土俵が地方創生なのかと思っております。そもそも、国にアイデアがないから自治体にアイ

デアを出させ、国は土俵に上がらず行司のように振る舞うと。負けた自治体は批判するのかもしれませんけれども、日本全体の人口は減ることから、ほとんど自治体は負けてしまうわけあります。

国のいうことを聞いているところなどはないというわけですが、昨年の7月に基本構想検討委員会が基本構想をまとめ、本年度は基本計画検討委員会が立ち上りました。既に基本構想に約1,000万円、今後の基本計画に約1,000万円、また測量費も費やされ、交付金は使い切るわけでしょうが、先ほどのとおり、この事業で地域が活性化し、若い人口がふえる等の期待に甚だ疑問があるところでございます。

そこで幾つか質問させていただきます。

基本構想では、ミュージアム、まちづくりセンター、交流と憩いの場、事務所、トイレ等のアイデアが示されております。基本計画はこれらのプランをベースに進めていくと思いますが、基本計画完成は年度内でしょうか。また、計画のまとめ先はどのように選択しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、岩崎利之君。

○生涯学習課長（岩崎利之君）　それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

（仮称）渡邊辰五郎記念館基本構想につきましては、昨年度に策定させていただき、先日の全員協議会で報告をさせていただいたところでございますが、この基本構想をもとに、今年度は基本計画を策定することになっております。この基本計画策定につきましては、地方創生推進交付金による単年度事業でもあり、その後において予定しております基本設計や実施設計、そういうものの基礎資料となるものでございますので、平成29年度内に策定をいたすものでございます。

また、委託業者の選定につきましては、この基本計画を策定するには、基本構想との関連性もあり、つながりも大きく、また、東京家政大学との協働にて進めている事業でもあることなどを考慮しまして、内容的にも精通、特化しております基本構想の委託業者と同様に、株式会社地域計画連合と随意契約にて契約を結ばせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君）　9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君）　了解をいたしました。

次に、この記念館等により交流人口の増加を図り、長南町に活力を与え、地域・町の発展につなげることが目標ですが、どの程度の来訪者数を想定しているのか、どの程度町にお金が落ちると想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、岩崎利之君。

○生涯学習課長（岩崎利之君）　ただいまのご質問でございますが、渡邊辰五郎記念館事業による来訪者数の想定、また、どの程度町にお金を落としてもらえるのかというようなことにつきましては、昨年度の基本構想の中では検討しておりませんでした。

これらのことにつきましては、記念館の規模や運営の方法によっても異なるものと思われますが、この経済効果については、基本計画から基本設計、実施設計等を策定していく中で、具体的に示せればと現在考

えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 完成した基本構想、これからやる基本計画、この後、基本設計、実施設計云々と気の長くなる遠い話ですね。

どのような商売も、起業しようと思えば、お金もうけをしようと思えば、1日何人来るだろう、来てもらえるだろうと、祭日は何人ぐらいか、月で幾ら、年で幾らと、人数の想定を早くトップで出したりしていただかないとい、それはわからないけれども物はつくるんですよということでも困るわけですね。

一人前どのくらいのそこで金が落ちて、ジュースを飲んだり物を買える施設があるのかわかりませんが、落ちるのかと。結局、何人来て幾ら落ちるから、これくらい金が落ちるなというようなこと、この辺をやはり早急に考えておいてもらわないと、知恵を出しておいてもらわないと、それはわからないけれども物はつくるんだよと言われても、なかなかこれ承知できないわけですね。大風呂敷を広げていただいて年間1万だ、2万だと、年間何百万落ちるよということでやっているんだと、町長、そういうことでやってくれないと、ちょっと何かおかしいなと思うんですね。やってみなくてはわからないというようなことでは、これまた非常に、そういうことはないと思いますけれども、最もこれ重要なところですからね。幾らかかって、幾ら来て、幾らもうかるんだということで、執行部は知恵がないのであれば、1,000万円払う構想の委託会社にはじいてみてもらってもいいんじゃないかなというようなことも思うわけです。1,000万、1,000万、計2,000万、もう1,000万払っちゃってこれからまた1,000万払う、大金ですからね。そういうわけで、その辺、早急に数字でも出してもらわないと、どうもちょっと腑に落ちないなということでお聞きをしました。

それでは次に移りますが、既に先ほどのとおり、基本構想、測量等で計1,500万円、また今後基本計画で1,000万が費やされるわけですけれども、この構想を、何年かかるかわかりませんが、実現するのに総トータルでどのくらいお金がかかるんだということをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、岩崎利之君。

○生涯学習課長（岩崎利之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

渡邊辰五郎記念館事業につきましては、平成28年度の繰り越し事業でございました基本構想策定委託料で950万4,000円、また、28年度では不動産鑑定に22万7,880円を支出してございますが、この2件につきましては地方創生加速化交付金事業で実施いたしたものでございまして、補助率は100%でございました。

また、記念館の建設予定地の用地測量につきましては、地方創生推進交付金という事業により実施いたしまして、この委託料が415万8,000円ということでございました。こちらにつきましては、国の補助率50%というものでございます。

そして、今年度の基本計画策定につきましては988万2,000円ということで、先ほど答弁させていただきました株式会社地域計画連合と契約を結んだところでございます。

さらに、地方創生推進交付金における来年度以降の申請内容ですが、基本設計で1,700万、実施設計で3,700万ということで、現時点ではこのような内容で申請をさせていただいているところでございます。そして、と

もに補助率は50%というものでございます。

こういうことから事業費を算出しますと、基本構想から実施設計までの事業費については7,977万円、約8,000万円程度ということで、うち国庫補助金は約4,477万円、約4,500万円程度ということになりまして、町の財源といたしましては3,500万円ということで、現在は見込んでいるところでございます。

また、建設費については、基本計画、基本設計を進めていく中で数字が出てくるものというふうに思っておりまして、ご理解をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 国からの交付金はさておきまして、支出済みで構想委託に950万、不動産鑑定に22万、用地測量に415万円ぐらい、基本計画に約1,000万円を契約すると。予定として基本設計に1,700万、実施設計に4,000万、今まで支出済額と予定を合計しますと、8,000万ぐらいかかる見込みが決まっておるということなのかなと思います。

これに、不動産鑑定結果は聞いておりませんが、近辺の公示価格から推定しますと、土地の購入額、は町長が値切ってお買いになるかもしれませんけれども、約3,000万から3,500万円ぐらいかなと。実施設計の予定額、実施設計の設計をする設計屋さんに支払う予定額だと思いますが、これから逆算して工事費を推定しますと、約4億円ぐらいの工事を設計するのかなというような、逆算で素人考えでなってしまいますが、合計しますとこの事業は約5億ぐらい見ていいのかなと。町長はこの間、2億という話をちらっと漏らしましたが、いずれにしても2億、3億、4億ぐらい、これはトータルでかかるんだろうと、その後の管理維持費は別としますね。

その辺をはっきり出してくれませんから、推定で話しておるだけでございますが、5億使っても10億使ってもいいんです、これ以上の見返りが期待できるものであれば。その辺をひとつまた、金額も多くかかるはずですので、十分ご検討いただきたいなと思います。

次に移ります。

今回の基本構想では、隣接する旧長南小学校の校舎・校庭を活用するプランもあり、跡地活用検討委員会との整合を図るというふうにしてございました。この春の議員の跡地に関する勉強会で、ほとんどの議員は1校かもしれません2校、町の管理にして残してもいいんじゃないかと。とはいっても、その後、時間が経過しておりますから、各議員の考え方も変化はあるとは思いますが、私はかねてより、長南小学校は町の管理として残し、社会福祉協議会に1期での管理をお願いし、シルバー人材センターや商工会にも活用していただく。また、児童クラブの施設としてはこれ以上のものはないと思っていますし、災害用品の備蓄倉庫や旧小学校各種備品倉庫、各種趣味、カルチャーへの部屋の貸し出し、常設のカラオケルーム、物々交換等の場、被災者の避難滞在スペース、ある人はカプセルホテルをつくればなんて言った人もいましたが、また公共施設建てかえ時の仮設施設と思っております。

住民の方はさほど反対がないと思っております。執行部としてもこのような考えはもう十分頭の中にあって、そんなことは十分考えているんだよということであるとは思いますが、町長はいろいろな考えがあると思いますが、第1回定例会では、4校を企業または公益団体に全て貸すという発言をされておりますが、辰五郎の答申、まとめの中では、長南小学校の利用も云々ということを言っています。その辺のお考えをお聞きしたいと

思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、岩崎利之君。

○生涯学習課長（岩崎利之君） それでは、お答えさせていただきます。

渡邊辰五郎記念館事業では、渡邊辰五郎生誕の地に記念館を建設し、東京家政大学との交流の場の拠点として、また、衰退した長南の町なかにぎわい、活気を取り戻すことを目的としていることなどから、宿泊施設の必要性も求められるのではないかと考えから、基本計画に検討課題として引き継いだものでございます。

そういうものでございますが、今後につきましては、跡地活用検討委員会での方向性を優先させたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 宿泊施設の必要性も求められるというような考え方もありますということで、ご答弁いただいておりますが、宿泊施設、旅館等の営業・経営は大変ですよね。なかなか旅館を経営するのは大変だと思います。附帯設備にもいろいろ金がかかりますし、あとはどのくらいの率でいつも人が入るんだというようなことで、この辺が厳しい。運営も大変だと思いますが、よく検討していただきたいと思います。

この事業が本当に活性化につながり、住民がふえ、これしかないと考えるのであれば、国のたちの悪い交付金などは当てにせずに、構想だ、計画だなどと悠長なことを言っているのではなく、スピード感を持って検討していただきたいですね。

この事業でもうかる人たちは、構想や計画等の作成のコンサル、測量業者、地主、設計業者、もちろん建築業者、金融機関、管理受託者、それと町でなければなりません。結局、損をしたのは町だった、町民だったということになっては困りますし、国は高みの見物で文句ばかりを言うのかもしれません。

それから、前にも述べたかもしれません、本町では、平成24年8月に長南町過疎対策検討委員会設置要綱による委員会がございました。約2年にわたり、ほとんど報酬もなく、手弁当で、ボランティアで20回以上も検討会が開催され、平成25年12月には集大成である提案書が、当時の委員長であり、現在町議会議員の岩瀬康陽議員から、当時の藤見町長に渡されました。平野町長も担当からこのような委員会があったということは当然お聞きでしょうし、提案書にも目を通されていると思います。現在の検討委員会の方々にも十分この提案を参考にしていただき、町の活性化について検討をしていただきたいと思います。

これで、渡邊辰五郎関係の質問は終わりといたします。

最後の質問でございますが、旧東小学校の民間への無償貸し出しということについてお聞きをいたします。

4つの廃小学校の有効活用は重要な町の課題であります。町では、国や県等のホームページなどで廃校の情報を持続的に発信されました。この結果、先ほどもありましたが、昨年の9月ごろに、東京に本社を置く株式会社クラフティからの打診があり、4校を見ていただいた結果、東小に興味を示されたと、議会全員協議会や東小学校の説明会でお聞きをしたところでございます。

同社は東京高田馬場に本社を置き、全国に多くの営業所を置き、OA機器等のリースをメインの事業を行い、年商は26億円ということであります。東小でOA機器のリースや、当社をロケ地としたり貸しスタジオなど多

くのプランをお示しいただき、事務方にお聞きをしますと、県の担当者などは、長南町さんはよい企業を見つめたということを言っているというふうにお聞きをいたしました。同社は大きな改造等もなくそのまま活用し、選挙や災害時などご協力をいただけるということで、本町には渡りに船と言ってもいいのかかもしれません。また、跡地活用検討委員会の賛成の答申があり、町長もこれで行こうとご決断されたものだと思います。

私もこの話を聞いて、雇用については労働力の供給に問題があると思われ、そんなに余っている人がいるかなという発想ですが、さほど期待はしておりませんが、町が元気になる方向の同社への貸し出しは、誠によろしいではないかと思います。

そこで、年商26億円、今年度一般会計43億円ですが、年の商いが26億円の優良企業である同社にどうして無償で貸し出しをしなければならないのかをお聞きするわけです。町長、執行部は当然ご存じですが、同社では、クラフティでは、この4月より、新潟県南魚沼郡湯沢町の旧湯沢町立神立小学校の廃校舎、体育館、グラウンドを借り、スタジオやその他のスペースをイベント等に提供するため、また、OA機器サービス拠点にすることがホームページに載っておりました。

この内容、コンセプトは、本町の旧東小学校の利用方法とほとんど同じです。唯一異なるとすれば有償で借りているというところです。では、どのくらいの有償の金額でクラフティは神立小学校を湯沢町から借りたかということをいろいろ探ってみると、年額200万、5年間で1,000万ということで、金額はいろいろあるでしょうが、有償で湯沢町から借りたということです。

私は、ベンチャー企業や、要は新興企業で、これからこの会社は発展するだろうなと、少しここで一緒にやると最後はメリットがあるなどか、新興企業が軌道に乗るまでの期間、無償でお使いくださいというような協力をすることはあってもいいのではないのかなと思うわけですが、同社は、さっきのとおり年商26億円の優良企業であります。他方では年額200万円で借りているわけですから、無償はいかがなものかなと思うところでありますて、そこで何点かお聞きをするわけですが、無償貸し出しについて、町が出したホームページに無償をうたっておったのか、国や県から無償で貸してよというようなことで指導があったのかどうか、まずこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、加藤議員さんの1点目のご質問でございます。

昨年の7月から、国の文部科学省のホームページや千葉県のホームページなどへ、旧4小学校跡地の民間企業等へ対して、いわゆる現状空き校舎やグラウンドの大きさや広さ、あるいは延べ床面積、あるいは圏央道の茂原長南インターチェンジからの交通アクセスに係る距離や時間、そういった基本的事項となる諸元データをホームページ上には列記しただけでございます。当初から、このホームページを見る不特定の閲覧者に対して、具体的にこの貸し出しに関する内容で、有償契約にしていくだとか、無償貸付にしていくだとか、そういった貸し出し契約に関する具体的な事項に係る部分については、全く明記はしてございませんでした。

また、この件に関する国や県からの指導関係なんですけれども、指導や要請は特にございませんでした。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

次に、無償で貸してくれというのは同社から要望があったのか、簡潔にお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 単刀直入に結論から先に申し述べますと、同社からの要請は一切ございませんでした。

町執行部局といたしましては、会社概要、事業実績、会社の活用提案、跡地活用に対する基本方針、あるいは住民説明会を行ってきたその反応・感触、そういったさまざまな要素を勘案して総合的に判断し、また、学校廃校跡地の有効利用に関しましては、県内市町村間、そういった競争に打ち勝つために、ほかの市町村へ持つていかれないような有益なセールスポイントになるという形で、最終的に総合的に判断した結果によるものであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 同社からの要請はなかったということでおろしいですね、はい。

利益が上がったら寄附をもらえばいいんじゃないかということを、町長は東小学校の説明会かどこかでたしかお話になったと思いますが、これは約束、契約、何か考るのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 現在は、具体的に申し上げまして、約束事、そういったものは特に考えてございません。契約期間を約5年程度と考えていることから、その期間中、企業業績の利益が大幅な増収増益となった場合、先方からの申し出があれば、希望的憶測の中で、寄附、これについては相手方の善意であり、強要はできないものでございます。そういった寄附行為を受けられればよいというふうに考るものであります。

したがって、無償貸付の更新時点の状況で、このクラフティ、進出企業予定者様とそのような方向性で積極的に協議していくべきかというふうに現在考ております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

次に、当然のことながら、電気、上下水道、ガス、警備等につきましては、草刈りもありますが、使用者が払うべきでしょうが、地震や火災等の被災時の修繕などの対応はどのように考てているか、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今の地震などによる自然災害等による被災、大規模な損壊、そういったものに對しては、所有権移転が伴わない、大家は基本的に町ということになりますので、町が当然に修理・修繕対応に当たるものというふうに考てております。

しかしながら、小規模な修繕、例えば窓ガラスが損壊・破損、そういったものは、当然、借主側である相手

方のクラフティ側様のご負担ということで、それ以外の内容については、基本的に町側対応であるべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 火災保険とか災害保険とか、いろいろ町が払うということですね。さっきのところは、その金はクラフティからもらうんだと。その金で保険を掛けるんだというようなことも漏れ聞いておりますので、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

次に、これ1校目なんですけれども、ほかの2校、3校も無償で貸し付けていかなくてはいけないのかどうかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 基本的には、こういった地域貢献あるいは住民の皆様方に寄り添うことを第一にして、地域の活性化に資するなど、事業活動そのものが町民や社会経済活動に寄与する度合いが高い場合には、総合的に判断して、今後もほかの3校についても無償貸付で行ければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

次に、学校をいろいろ改修したときの補助金等で、これが何か足かせになることはないのかどうかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、基本的に国のほうに確認している中では、無償という形で基本的にいっていますので、そういう場合には、全く補助金の返還だとか、そういったものは影響ないというふうに指導は受けております。

ただし、有償でやった場合には、まだ補助金の残存価格、そういった場合には、それには資本投下に公金がなされているというようなことから、それについては補助金返還の可能性の場合もあるかもしれないというようなことは概括的に聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 有償の場合はあり得るということで確認をさせていただきました。

これを貸すわけですけれども、公の施設を貸すについて、ある程度中立の機関が、どのくらいの評価ということのできる機関がないというふうに聞いておりますが、ないということでよろしいんでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） その件に関しまして、専門的な不動産鑑定事務所、そういったところにも問い合わせ

合わせ、確認をいたしました。そういった中では、学校については特殊建築物という範疇に入ります。そういった場合に、建屋を貸し出す場合には専門に評価する機関はないということを確認してございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） さきの協議会で40万円年間という数字がどこかでちょっと出てきたはずですけれども、その数字はどこから出た数字でしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これはたしか、7日の全員協議会のときに岩瀬議員さんのほうからのご質問で、例えば有償で貸し出す場合どうなのかという想定の質問であったと記憶してございます。その中で、その根拠となるものは長南町の使用料条例というものがございますので、それに基づいて試算した結果によることで、概算経費を申し上げました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 時間もだんだんなくなってきましたが、町の検討委員会で検討していただいて、いいよということで貸しましようということで決まったようですが、その会議の中で無料、有料の話題はあったのかなかったのかお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 検討委員会でどのような意見があったかということですけれども、その委員会の中では、第3回のときに、長南町立小学校跡地活用基本方針を策定し、その活用方針をもとに、クラフティ様の活用方法の妥当性や雇用創出、あるいは現実的な視点で、進出企業の基本方針との整合性、あるいは事業計画、実現性や継続性、安定性、資金計画、運営体制など、それにつけ加え経済の波及効果、雇用機会の創出、行政需要への対応、地域貢献度、地域住民の合意形成など、こういった基本的な7項目を重点的に審議いたしまして、それによる進出自体に対してはどうかというご判断をいただいたところでございます。

したがって、その会議では、この基本方針に適合するか否かに関連するご質問あるいはご要望等にお話が終始しまして、無償貸付について具体的にどうだったのかというご意見は、特にございませんでした。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 冒頭でも申しましたが、株式会社クラフティは、新潟県の神立小学校について毎年200万円程度の賃借料で借りると。神立小学校の面積は、校舎面積、延べ面積ですけれども約2,500平米、東小学校は2,778平米、これはグラウンドとか体育館は入っていません。建屋2棟ですね。両校の使用目的はほとんど同じで、神立は年間200万、東小学校は無料だと、何でこうなってしまうのかと。

選挙や災害時に借りるということをマイナスの条件として考えてしまったこともあるのかかもしれません、さきの全員協議会では、40万ということも言われて、今お聞きしたとおりであります。これでと年間480万

円、法外のように見えますが、年商26億円の0.18%です。

私は、例えば、体育館とグラウンド等は無償でいいよと、借りる都合もありますからね、そのかわり校舎は有償で借りてくれと、向こうは無償でと言ってこなかつたんですからね。その前に200万円の契約をしていましたから、80万とか50万ぐらいもらってもいいんじゃないかなと思うんですね、校舎の分として。50万としまして年商の1万分の2が賃借料ということです。

先方のクラフティも、200万円の契約をして本町に来て、無料でいいよということになって、ラッキーだなということで、ただほど高いものはないのかかもしれませんけれども、ラッキーだったということで喜んでいるんだと思いますが、本町とすれば、年間の維持費、町の試算では1校当たり250万、年間1,000万という話をしていましたからね。水上小学校の実績では、何回も言っていますが年間76万円ということで、町の試算と長柄町の実績は大幅に違うので、ちょっとこれが変だなと思っているんですが、この維持費がなくなるメリットがありますねと、本町では。

本町に進出するに当たり、毎月、本町から反対に何がしかの援助をするということではありませんし、同社に対する税法上の優遇措置がないでしようから、マイナスになることはないんでしょうが、東小の説明会では、経営が軌道に乗れば、収益が上がれば賃料をいただくというお話をしています。これが東小だけの利益で考えるのか、クラフティ全体の収益で考えるのか、ちょっとよくわかりませんが、この辺も契約には盛り込めませんから、ちょっと問題なんですが、いずれにしましても、ベンチャー企業ではないわけですから、創業20年、年商26億円の優良企業であります。無償の要請もなかつたのに、交渉もしたのかどうか定かでない、その辺がちょっと疑問を感ずるわけでございます。本町にはこのほか3校が残っており、東小学校が前例となるわけでから、議会の皆様も慎重に対応していただきたいと思うところでございます。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日17日から18日は、議案調査等のため休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日17日から18日は、議案調査等のため休会とすることに決定しました。

19日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時08分）